

見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年3月20日

全国健康保険協会石川支部

支 部 長 横 本 篤

1. 調達内容

(1) 調達件名

機密文書を含む使用済紙類の収集及び完全廃棄処理業務委託

(2) 仕様等

年間予定数量 機密文書4,000kg、機密文書以外の文書1,500kg

年に4回実施予定

詳細は仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 見積競争方法

見積競争は各単価に各予定数量を乗じて算出された額（算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計額にて行う。

提出期限内に有効な見積書を提出したもののうち、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(6) プライバシーマーク取得事業者、又はISO/IEC27001もしくはJISQ27001認証を取得している事業者であること。

- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）そのほか関係法令を遵守し、適正に処分する能力を有する者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8767

石川県金沢市南町4番55号 WAKITA金沢ビル9階

全国健康保険協会石川支部 企画総務グループ （担当）安田

電話 076-264-7201

※郵送での交付を希望する者は、電話にて交付依頼を行うこと。

- (2) 見積書提出期限

令和5年4月14日（金）午前12時00分まで

※見積書の提出の際、プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得していることのわかる書類の写しを提出すること。

4. 留意事項

本件業務の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は業務の内容を変更する必要があるときは、全国健康保険協会石川支部と受託者が協議するものであること。

5. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会石川支部宛に郵送もしくは持参の方法で提出すること。記載誤り及び記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (3) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 予定数量の増減については異議を述べることはできない。
- (5) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (6) 契約書の作成 要
- (7) 見積結果については決定業者にのみ連絡する。

【参考 全国健康保険協会会計細則 抜粋】

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。